

国民健康保険・後期高齢者医療制度

高額療養費「外来年間合算」について

■外来年間合算とは？

70歳以上の高額療養費の上限額が見直されたことに伴い、年間を通して外来特別に該当するような長期療養を受けている方の負担が増えないように配慮する観点から新たに創設されました。

自己負担区分が「一般」「低I」「低II」の方（7月31日時点）を対象に1年間を通して月の外来の自己負担額を合

計し、上限額を超えた金額を「高額療養費外来年間合算」として支給します。

■支給対象となる方

平成29年8月1日～平成30年7月31日までの1年間で自己負担額が「一般」「低I」「低II」の方（7月31日時点）のうち外来の自己負担額が14万4千円を超えた方が支給対象となります。

して支給された金額は自己負担額から差し引いて計算します。

■申請書の発送・提出

対象となる方には、申請のご案内を12月上旬に郵送します。申請書をご記入のうえ、市民生活課国保年金担当へご提出ください。

※申請の効力は、ご案内が手元に届いてから2年間となります。

■問い合わせ

市民生活課 国保年金担当
(内線127・129・137)

■市育英奨学金の活用を

市では、大学や短大、各種専門学校へ進学を希望している方を対象に、育英奨学金の貸し付けを行っています。

■対象者

次の資格要件の全てを満たす方

- ・本人、保護者が市内に1年以上住んでいる方
- ・大学生、短大生および各種専門学校に在学中または進学する方
- ・学業、人物が優れ、かつ健康な方
- ・学資の支弁が困難である方

※世帯人数、障がい者の有無等の基準により判断します。

■貸付額等 年額24万円

■貸付期間

決定時から在学する学校の最短修業年限まで

■奨学金の返還 10年以内返済（四半期賦）・無利子

※貸付終了後、本人が市内に住所を有すると、返還金の一部が免除されます。

■申込書類

- ・窓口配布開始 平成31年1月7日（月）
- ・配布場所 教育課学校教育担当および市ホームページから入手できます。

■申込期間 平成31年1月7日（月）～3月4日（月）

■市育英奨学金制度

この制度は、平成6年に若宮二丁目在住の渡邊勇三氏（故人・元進学塾渡辺の門経営）から、市に寄付された7千万円を原資とし「市育英奨学基金」を設立、この基金を活用した奨学金です。

■問い合わせ

教育課 学校教育担当（内線264・265）

高齢者肺炎球菌ワクチン
年度末までに接種を！

平成26年度より高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の接種費用助成を実施しています。平成30年度末をもって経過措置が終了となる見込みです。

本年度対象の方で接種の希望のある方は、年度末までに接種を受け、予防に努めましょう。

■平成30年度定期接種対象者

①平成31年3月31日現在、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方で、過去に一度も肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方

②接種日現在、60歳以上65歳未満の方で、心臓や腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に1級程度の障がいがある方のうち、過去に一度も肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方
（接種をご希望の方は身体障害者手帳を持参のうえ健康づくり課にお申し出ください）

■実施期間

平成31年3月31日（日）まで
助成金額 接種費用の1／

2（上限4,000円、100円未満切捨）

※実施期間外および指定医療機関以外で接種した場合は全額自己負担となります。ご注意ください。

※指定医療機関についてはお問い合わせください。

※対象者には平成30年3月末に予防票を送付しています。ご確認のうえ接種をお願いします。

■定期接種対象者以外の方

過去に一度も肺炎球菌ワクチンを接種したことがない66歳以上の方についても、希望される方には予防接種費用を一部助成しています。

※事前に申請が必要となりますので、必ず接種する前にお問い合わせください。

■経過措置終了後の

対象者について
経過措置終了後は、65歳の方と上記②に該当する方が対象となる見込みです。

※66歳以上の方への助成は平成30年度末で終了の見込みですのでご注意ください。

■問い合わせ

健康づくり課 健康増進担当
23・4310